



## 戸長役場史料論(一)

丑 木 幸 男

### はじめに

近代現代史料論については、日本歴史学会編『日本古文書論集』<sup>(1)</sup>に近世史料論までで近代・現代史料論が掲載されていないことに象徴されるように、立ち遅れている日本の史料学の中でも特に研究が手薄な分野である。『日本古文書学講座』<sup>(2)</sup>近代編一・二・三、『文献資料調査の実務』<sup>(3)</sup>、『近代文書学への展開』<sup>(4)</sup>などの研究があり、次第に研究が進んでいいるが、まだ事例紹介が中心であり、概観できるまでにはなっていない。

丹羽邦男氏は「近代史料論」<sup>(5)</sup>で、中央集権国家の確立の性格から公的史料の優越を指摘し、近代の私的史料を政府による統制を中心として概観した。また、近代民間史料を資本主義の発達に関連させて、概観する試みも行われているが、それらの試論は近代史料の構造そのものから立論するのではなく、日本の近代史研究にあてはめて近代史料論を構築しようとしているようにみえる。

津田秀夫氏は『史料保存と歴史学』<sup>(6)</sup>において、近代史料論の課題として、公文書が選択によって大量に廃棄されてきた苦い経験をふまえて、選択の基準が行政的現用価値に置かれていることに危機感を抱き、選択基準として歴史的

価値を優先すべきことを強調している。さらに、近代現代史料論は現用文書を後世に保存する責務があり、近世までの史料論とは異なり、保存されている史料についてだけ検討するのではなく、現用文書を保存できる理論の構築を提唱している。情報公開制度により逆に史料の廃棄や非公開が進んだり、朝鮮人強制連行や従軍慰安婦問題にみられるような、史料保存や公開制度に課題が山積している近代現代史料論の確立は、緊急の課題といえよう。

一九九二年九月、モントリオールで開催された第十二回国際文書館評議会世界大会に参加して、史料保存体制の面でも日本の立場が微妙であることが印象深かった。大会のテーマが「情報化時代の専門家―アーキビストを考える―」であったが、報告や討論のなかで、欧米と日本が「情報の侵略者」であるという指摘が幾度もあった。日本の文書保存体制は世界的にみて非常に立ち遅れていることは以前から指摘されていることであり、それをバネに史料保存体制を充実させるべく努力してきた。日本は史料保存の発展途上国であるので、第三世界を含む先進国から多くのものを学んで、史料保存体制の発展をはかりたい、そのための援助を期待する傾向があるが、それは国際的には通用しない。我々の甘えでしかない。特に日本の経済的な地位の向上にともない、第三世界からみれば日本は今まで奪い取ってきた欧米諸国と同類である。日本は文書保存のうえからも、諸外国に還元すべきものを持たなければならないし、そのための国内の体制をととのえる努力をすべきであることを痛感した。

外国にある日本関係の史料を収集することには熱心であるが、日本にある外国関係の史料を公開する努力はあまりない。特に近代史で大きな位置を占めるアジア諸国への侵略を跡づける史料をアジア諸国に求めるだけで、侵略した側である日本国内の史料を保存公開し提供を用意する体制が確立されていないことは、朝鮮人強制連行や慰安婦問題で暴露されたし、安保条約改定時の外交過程をアメリカで公開される史料で知ることができることも示される。国民に公開するだけでなく、諸外国に向けても公開・提供する体制を確立する必要があるが、近代現代史料論に組み込む

べき大きな課題であらう。

史料は全面的に、保存し、公開し、平等利用すべきだという原則は、戦後の史料保存運動の到達したすぐれた成果であるが、近代の公文書に限ってみても国家機密やプライバシーを理由とする非公開文書が多く、それらの史料を廃棄、改ざん、隠匿させないための理論を、近代現代史料論は組み込むことが要請されている。ましてや、個人所蔵の近代現代史料の保存については公的な制限を付けることが不可能の現状で、人類の歴史遺産としてそれを保存し、公開することを要請できる理論を構築することも必要であらう。

近代現代史料は時期的に現代に接近するために、史料の価値を認められないだけではなく、十五年戦争の敗戦にもなう価値観の変動、および高度経済成長期の村落共同体の崩壊にともない、伝統的価値感が激変し、史料保存に意義を認められなくなったことが、特に近代現代史料の廃棄を促進した要因と考えられる。一方では、そうした中だからこそ保存すべきだという認識も広まり、史料保存運動もさかんになってはいる。

本稿では近代現代史料論全体を構築する基礎作業の一つとして、近代現代史料研究のなかでも特に立ち遅れている、地方文書調査で一般的にみられる戸長役場史料を検討したい。

戸長役場史料は近世史料と近代現代史料の過渡期としての性格を持ち、史料の存在は町村役場史料へ引き継がれている場合もあるが、名主史料とともに保存されている事例が一般的である。近世の史料管理から近代の史料管理へ移行する時期の史料である。しかし、地方行政制度としては、府県の制度が一八七一年四月の廃藩置県により三〇五府県から同年末に七五府県に統合されて以後も改変が続ぎ、七六年にはほぼ固定してきたが、その後も八〇年に徳島県、八一年に滋賀県、八三年に富山・鳥取・佐賀・宮崎各県、八七年に奈良県、八八年に香川県が成立するなど府県の統廃合が続いており、町村レベルの戸長制度はそれ以上に不安定であり、政府としても全国的な統一制度を確立できな

かつたために、地方ごとにさまざまな制度が存続した。

戸長役場史料は戸長の職務にともなつて作成・授受された史料であるので、第一章でそれぞれの時期の職務を確認したい。戸長の職務は、戸籍法、大区小区制、郡区町村編制法、明治十七年の改正の時期により異なり、そのうえ戸長の管轄範囲も時期により異なり、また、全国共通の職務の規程がないこともあり、地域ごとに制度自体が異なるので、可能な限り全国的な共通項を引き出すことを試みた。

特に戸長制度の変化の検討で留意したのは、町村規模拡大の政府の意向と、戸長たちのそれへの反発、結局は町村合併が実現して政府側の意向が通つたのであるが、ともすれば政府の政策基調がそのまま貫徹したかのように地方政治を捉える傾向が強いので、政府の意向とそれへの地方の対応を説明することが第一点目である。戸長時代に突然に町村の広域化の試みが始まつたのではなく、江戸時代以来の伝統があり、それとの関連を注目したことが第二点目である。また、制度の改変が続いた底流で江戸時代以来の村がどういふ対応をしたのか、村の機能が大区小区や連合戸長役場に埋没して否定されたのか、継続したのかという、村の機能の説明が三点目である。これは戸長の機能とも戸長役場史料の管理とも関わる問題である。

第二章では、個別的な事例として武蔵国大麻生村古沢家文書を取り上げて、戸長の職務の変化と関連させて、戸長役場史料の構造分析を試み、戸長役場史料の管理とその特質を検討したい。

# 第一章 戸長制度の変遷と戸長の職務

## 一 戸籍区と戸長

### 1 戸籍法と戸長

一八七一年（明治四）四月四日、太政官第一七〇号布告で次の戸籍法が制定され、戸長制度が開始された。<sup>(1)</sup>

#### 第一則

戸籍旧習ノ錯雜アル所以ハ族屬ヲ分ツテ之ヲ編製シ、地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ遺漏ノ事アリト雖モ、之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ、故ニ此度編製ノ法臣民一般（華族士族卒祠官僧侶平成民迄ヲ云以下准之）其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス、故ニ各地方土地ノ便宜ニ随ヒ予メ区画ヲ定メ、毎区戸長並ニ副ヲ置キ、長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ

#### 第二則

戸長ハ必ス長ト副トニ限ルヘカラス、時宜ニヨリ長副数名アルモ妨ケナシトス

但戸長ノ務ハ是迄各処ニ於テ莊屋名主年寄触頭ト唱ル者等ニ掌ラシムルモ、又ハ別人ヲ用ユルモ妨ケナシ

#### 第三則

凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ一府一郡ヲ分テ何区或ハ何十区トシ、其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ、然レ共其小ナルモノハ数十ニ及ヒ、大ナルモノハ一二ニ止ルモ都テ其時宜ト便利トニ任セ妨ナシ（略）

但急ニ区画ヲ定メ難キ所ハ仮ニ便宜ニ従ヒ一村一町ニテ検査セシムルモ妨ナシ、官ノ学校兵隊屯所等又ハ大社

大寺ノ別ニ区域ヲナセシハ、其官司ノ吏員其社寺等ノ執事等ニテ、戸長ノ事ヲ扱ハシムルモ妨ナジ（以下略）

戸籍のための区画（戸籍区）を設置して、それぞれの区に戸長と副とを置いて戸籍事務を担当させることにし（第一則）、戸長は名主等の兼務を認め（第二則）、区画の設置は四五丁、七八村を組み合わせるが、便宜に従って、場合によれば一村でもかまわないとした（第三則）。戸長は戸籍区を管轄するようであるが、名主との兼務を認め、「急ニ区画ヲ定メ難キ所ハ仮ニ便宜ニ従ヒ一村一町ニテ検査セシムルモ妨ナシ」としていることから、一村を管轄することも認めた。曖昧な規定である。以下、第三三則まで詳細に戸籍事務について規定しているが、六年ごとに戸籍を改正するとし、また第七則で「毎区ニ官私ノ差別ナク臣民一般番号ヲ定メ、其住所ヲ記スニ都テ何番屋舗ト記シ編製ノ順序モ其号数ヲ以テ定ルヲ要ス」と、番地制度を導入した。

政府の方針では戸長は戸籍事務だけを扱わせ、町村行政は従来の名主に取り扱わせることにしたが、戸長に任命されたのは大庄屋や組合村総代などの地方で大きな勢力を持つ名望家が多く、従来行っていた戸籍事務以外にも機能を発揮することは充分予想される。政府も一八七一年十二月に広島県の申請に対する指令で「長副ノ儀戸口名籍ノミノ勤向ナレトモ都合ニヨリ地方ノ諸務取扱ハセ不苦<sup>8)</sup>」と、戸長が戸籍事務以外を取り扱うことを認めていた。

許容範囲の広い規定であつたため全国各地でさまざまな戸籍区が設けられた。いくつかの形態に分類して紹介しておこう。

戸籍区を設置せず、戸長も任命しなかつた事例。

京都府では一八七二年五月に庄屋・年寄の廃止にともない、中年寄を区長、町年寄を戸長に改称し、小学校区を戸籍区に利用しており、それ以前には設置していないようである。<sup>9)</sup>

大庄屋、名主とは別に戸籍区に戸長が設置された事例。戸籍法の趣旨になつた事例であり、この場合は戸長の職

務は戸籍事務に限られる。

山梨県では一八七二年一月に千戸を基準として戸籍区を設置し、戸長を置いたが、郡中総代は別にいるので、戸長の職務は戸籍事務に限定されたと思われる。<sup>10)</sup>

木更津県では七二年三月に五百戸以上で一画を編成し、三から六画で一区を編成して、五〇区一九七画を設置し、画に戸長を置いた。<sup>11)</sup>詳細は不明であるが、定着する前に名主廃止になったので、とりあえず仮正副戸長を設置することにしたというこのようである。

宇和島県を改称した神山県では一八七二年七月に庄屋と併存していた戸長の届出るべき書類を指示したが、いずれも戸籍に関するもののみであり、戸長の職務は戸籍作成だけに限定されていたことが分かる。<sup>12)</sup>一八七三年二月に庄屋が廃止された。

戸長が大庄屋等と兼務の事例。この場合の職務は地方行政全般になる。

浦和県（現、埼玉県）では一八七〇年に再編成された取締組合村をそのまま戸籍区とした。<sup>13)</sup>

三重県では一八七一年七月に戸籍区を設置して、戸長を任命したが、戸長は大庄屋、副は庄屋肝煎を仮に任命した。<sup>14)</sup>翌七二年三月に戸長以下職掌を創定したが、戸籍事務だけではなく地方行政全般を取り扱った。<sup>15)</sup>後述の岩鼻県の事例もこれに該当する。

山形県では一八七一年八月、村山郡に二七区、置賜郡に五戸籍区のように郡を単位として戸籍区を設置し、名主庄屋を廃止して区戸長を置き、町村に副戸長、里保正を設置して、上意下達の事務を行わせた。翌年一月、区画を改正して郡ごとに合計四八の戸籍区を設置した。<sup>16)</sup>名主廃止であるので、戸長の事務は地方行政全般になる。町村に副戸長を設置したので、副戸長を管轄する戸長は大庄屋的存在であろう。

萑山県（現、静岡県）では一八七一年四月に戸籍区を設置したが、一八六九年に再編成した組合村を踏襲し、翌年二月には二二区に改正した。<sup>(17)</sup>戸長には当分の間旧組合村総代を充て、新たに選出させたが、町村での選出は難行し、旧総代を選出している村もある。<sup>(18)</sup>組合村の総代が戸長に選出されており、職務は戸籍事務であったと思われるが、実際には地方行政全般を扱わざるをえなくなることが予想され、そのために人選が難行したのであろう。

大阪府では一八六九年に三郷を廃止して四大組を設置し、大組のなかに町組を設置し、それぞれに大年寄、中年寄、各町に町年寄を置いたが、七一年に五四組、二一四番に再編成し、戸籍法の布告により、大年寄を総区長、中年寄を区長、少年寄を戸長と改称した。<sup>(19)</sup>

#### 大区小区制を敷いた事例。

日光県（栃木県）では、一八七一年六月に大区の名称ではないが、部を設置し、五部に七五区を所属させた。<sup>(20)</sup>県吏の管轄区域を部によって定めたようである。先の本更津県の事例も実質的には大区小区制である。

広島県でも一八七一年一〇月に一五八の戸籍区を設置し、戸長の任命までは行えなかったが、翌一八七二年一月に戸長を任命することにし、同年二月から大区小区を敷いた。一八七二年一月に戸長以下の職制を定めたが、戸長は「県庁ノ旨ヲ受ケ管轄区内ノ庶務ヲ整理スル事ヲ掌ル」と、地方行政全般を取り扱わせた。<sup>(21)</sup>

福山藩（広島県）では一八七一年七月に庄屋を廃止して、一郡を大区としてその下に小区を設置して、小区ごとに戸長を置いた。その職務は「従前庄屋役之通諸事可取扱」と地方行政全般を担当させた。<sup>(22)</sup>

新川県（富山県）でも一八七二年一月、五千戸を一大区として区長を置き、一千戸を小区として戸長を置いたが、六月に正副戸長に改称した。<sup>(23)</sup>

宇都宮県では一八七二年正月二十八日に大蔵省へ戸長設置の伺いを出した。<sup>(24)</sup>

大区小区画ヲ制定セント、権大属安藤泰愛ヲ芳賀・那須兩郡ニ、権少属立岩至徳ヲ河内・塩谷兩郡ニ派遣シ…各村ヲ巡行セシメ、地勢實際ノ便否ヲ度リ、以テ分区ノ目的ヲ立テシム、…是日区画制定、戸長設置ノ稟状ヲ大蔵省ニ出ダス

一、管下四郡分区ノ儀、五百戸ヲ以テ一区ト定メ、戸長一員・副二員ヲ置、別ニ里正ヲ置カス、区内ノ事務一切為取扱不苦候哉…

〈伺ノ通〉 壬申二月五日

名主制度廃止以前の一八七二年一月に、伺いの文章には大区小区設置に触れてはいないが、大区小区設置を前提として「区内ノ事務一切」を取り扱う戸長の設置を伺い、その翌月に大蔵省が認めているのである。三月には七大区七六小区を編成して、県内に布達している。大区は平均一二八町村、五八五四戸、小区は平均一二町村、五三九戸で編成し、大区に戸長、小区に副戸長、村に村総代、伍長を置いた。

新治県では一八七二年二月に五大区五一小区を設置し、小区に副区長、村に戸長を置いた。<sup>(26)</sup>

東京府では一八七一年六月に朱引内は四四区としたが、朱引外に六大区二五小区を設置し、小区に戸長・副長を置いた。しかし、同年八月に大区小区を廃止して、区とし朱引内の区に続けて六九区までとした。同年一月に府下全域に大区小区を設置した。<sup>(26)</sup>

いくつかの事例で名主制度廃止以前の戸籍区時代の戸長制度をみてきたが、戸籍法の規定どおりに戸籍区を設置して、大庄屋や取締組合村総代とは別に戸長を選出した地方もあるが、それ以外に京都府のように戸籍区を設置しない事例、大庄屋や総代が兼務をしている事例も多く、東京府、広島県、宇都宮県などのように大区小区制を先取りして施行している事例まである。大区小区制を敷いた事例以外は、町村は存続し、名主などの村役人も設置されていた。

戸籍区時代の戸長は管轄区域を拡大したが、管轄区域は関東でいえば取締組合村とほぼ同規模の地方が多く、大惣代の管轄区域と同じ規模であり、小惣代の管轄区域と同様な小組合は結成していない。戸長の下に各村に戸長副を設置している。すなわち、村の機能が戸籍区に奪われたのではなく、三重県の各村に置かれた戸長副の職務として「村町中争訟ノ事発ラハ、伍長ヲ立会セ其ノ原因ヲ尋テ事ノ曲直ヲ糾シ道理ヲ推テ之ヲ勘解ス可シ」<sup>(27)</sup>の規定に表れているように、村の惣代的な役割を維持させ、末端の地方行政の円滑な運営を補助させている。しかし、制度はわずかな期間で変更になり、府県制度も大きく変わっている時期であるので、定着しなかった地方が多い。

次に戸長の職務を検討する前に、広域化の試みを江戸時代からの伝統と関連させて検討しておきたい。

## 2 広域化の伝統

地方政治の広域化は、戸籍法によってはじめて試みられたのではなく、江戸時代の広域化の試みの継続といえる。全国的には惣代庄屋、大庄屋制をとったところがあり、<sup>(28)</sup>関東では文政の改革で設けられた取締組合村が著名である。関東における取締組合村は次のとおり結成された(表一)。平均すると二七・八か村、一万二四九六石で一取締組合村を編成したことになる。

組合村の性格については議論が多い。幕藩権力の末端の行政をにない、特に治安維持能力を補完するために中間機構として行政的に設定されたと位置付けられてきたが、村民の惣代的側面を重視すべきだとする見解が出され、実証的研究が進められている。

甲斐国では幕府領に惣代庄屋制が敷かれていたが、一八六九年に組合村の惣代性を否定し、上意下達機能を中心とする中間支配機構に改編し、七一年に戸籍区の戸長に惣代の一部を任命し、翌年には惣代を廃止して、惣代機能を欠

如させた上意下達の仲介のみを機能とする戸長に統一した。越後国では組々惣代が一八六五年の郡中惣代不正一件の闘争に農民の惣代として闘い、成功させたために、明治以後も郡中会所を設置して惣代としての機能を發揮していた。一八七〇年に柏崎県は郡中会所を廃止し、県の官吏の筆生・小遣に上意下達機能を果たさせた。備中国でも江戸時代以来の郡中惣代が継続したが、一八七一年に県の下級官吏としての郡中村々入費取締役を設置して、惣代庄屋層を統制する中間支配機構を構築しようとした。<sup>(29)</sup>

総代性を払拭して行政の末端としての中間支配機構を上から構築しようとした試みとは別に、小前百姓の攻撃により村役人の総代性を否定され、いったん崩壊した中間支配機構を維新政府が再編成した事例もある。岩鼻県では一八六八年の世直し一揆の攻撃により組合村の総代が襲撃されて、上野国においては組合村の機能が喪失し、取締組合村は崩壊した。<sup>(30)</sup> 維新後の六九年に、明治政府は直轄領だけの組合村の再編成を行わせた。

上野国では一八六九年八月に、上武十一藩と協議して、「当時急務トスル警備ノ制」を設け「取締組合寄場大小惣代者廃止組合者解放候間、只当県管下而已最寄十ヶ村宛一組ニ改、組合其中ヨリ人撰之上一人年限

表1 関東における取締組合村

国名	寄場数	村数	石高(石)	一組合当り	
				村数	石高
武蔵	84	2,825	1,153,137	33.6	13,728
上野	37	1,102	554,245	29.8	14,780
下野	50	1,273	667,917	25.5	13,358
総務	50	1,087	408,377	21.7	8,168
下野	55	1,556	649,776	24.7	13,969
相模	13	369	174,669	28.4	13,436
安房	12	283	92,925	23.6	7,744
小計	342	3,506	4,273,761	27.8	12,496

岡田昭二氏「上野国御改革組合村高帳」『群馬歴史民俗』十一・十二号より作成

ヲ以物代之者相立置廻在之出役ヨリ及差図候<sup>31)</sup>と、岩鼻県だけの組合村を置き、「各藩知事奉職之上者是迄之取締組合者相廃止、銘々支配所限取締方為取計候」と藩領はそれぞれの藩知事に任せた。組合村の意図は治安維持が中心であったが、地縁的な組合ではなく、岩鼻県に所属する遠方の村との組み合わせでは治安維持などの支配力の強化には有効ではなく、文政期の取締組合村より後退した広域化であった。

七一年に岩鼻県は郷長を廃止して旧郷長四人を等外二等出仕に任命して、管内を四区に分けて県官吏に附属し、肝煎名主を指揮して「下民ニ関係スル事件」を取り扱わせた。<sup>32)</sup>戸籍法定後の七一年一〇月、「郷村役人職掌規則」を制定して、肝煎名主兼戸長を戸籍区に、名主、副戸長、組頭、百姓代を各村に置いた。相給村が多いために一村で数人の名主がいたのを、名主は一人にして村役人の人数を減少させた。肝煎名主兼戸長の職務は戸籍調製だけではなく、区内取締いっさいを行い、租税徴収、布告伝達、新田開発、村役人監督、博奕禁止をはじめとする風俗改良、願書への奥印などとされ、広範な職務を委任された。<sup>33)</sup>同年一〇月に廃藩置県により群馬県が成立し、管轄が拡大したので、六二の戸籍区を編成したが、名主制度廃止後の一八七二年五月に二二大区に再編成をした。<sup>34)</sup>

武蔵国でも世直し一揆により組合村の機能が喪失したので、一八七〇年に旧取締組合村を御用組合と改称し、七二年にはそれをそのまま戸籍区にした。

武蔵国や上野国では、組合村の役人が世直し一揆によって攻撃されて、その機能が喪失したので、維新政府が組合村を再編成しており、一方、甲斐国や越後国・備中国などでは惣代性を維新政府が否定して、上意下達機能を中心とする中間支配機構を改編したとされ、それが戸籍区の編成になるといふ、戸籍区設置の二つのコースが指摘されている。地方支配にはともに中間支配機構を必要とし、特に関東地方のように所領区分が細分化されているところでは、一元的支配を実現し支配力を強化するためにも廃藩置県が要請されていたのであり、戸籍区はそれに応じる第一段階

であつたといえよう。廃藩置県により所領区分は一律になり、広域化は容易になつたというより、地方における治安維持の強化のためにも廃藩置県は要請されていた、というべきであらう。

具体的な戸籍区の編成の事例を武蔵国と上野国とで検討してみよう。

武蔵国熊谷組合は三八か村、四万六一六四石と大きい<sup>38)</sup>が、そのうちの小組合である大麻生組合の組み合わせは次のとおり、六か村、五五五九石余である。

大里郡大麻生村 五四六・八二四石 三給地

小島村 四八〇・五八四石 二

広瀬村 五〇三・一三六六石 二

河原明戸村 一七六・四七三石 二

幡羅郡久保島村 一三一七・七四二石 三

三ヶ尻村 一三四九・四五石 七

小計 五五五九・九二四石

一八七〇年に旧取締組合村を御用組合と改称し上中条組合が結成されたが、その組み合わせは次のとおりであり、一〇か村、八四二五石余になり、取締組合村との組み合わせとも異なっている。

大里郡大麻生村 五四六・八二四石 三給地

小島村 四八〇・五八四石 二

広瀬村 五〇三・一三六六石 二

武体村 八一・八四三石 二

原島村	四〇四・八一八石	三
代村	七二八・五〇六一六石	二
埼玉郡小曾根村	一二八六・七九五八石	六
北川原村	三〇七三・四三五九石	一〇
今井村	九九〇・九一六六石	一一
上中条村	三二七・八〇七石	六
小計	八四二五・三三七八	

武蔵国ではこの御用組合がそのまま戸籍区になった。

上野国群馬郡渋川村組合のうちの渋川村小組合は、次のとおり一六か村、一万二四七二石余であつた。<sup>(37)</sup>

渋川村	一七三二・五三六石	二給地
石原村	一一七九・八四六石	一
南下村	六七七・五六二三石	四
金古村	四三三・四三七石	三
池端村	三五〇・五七一六石	六
半田村	八五七・八一七石	一
新井村	七〇八・一二五石	二
阿久津村	二二二・三九三五石	一
長岡村	五七〇・二七三石	三

柏木沢村	七三一・〇一三石	四
北下村	六五六・〇一二石	六
上野田村	五五〇・七三六二石	四
下野田村	五六二・一七八六石	二
金井村	一二六六・三二六石	一
有馬村	八一三・〇九七石	三
野良犬村	一六九・〇九七石	一

小計 一万二四七一・〇二二二石

一八六八年（慶応四）、世直し一揆により組合村の総代が襲撃されて、上野国においては組合村の機能が喪失し、取締組合村は崩壊した。維新後、明治政府は直轄領だけの組合村の再編成を行わせた。しかし、同年に波川村など二か村が幕府領から前橋藩に管轄替えになったこともあり、遠方の村との組み合わせでは治安維持などの支配力の強化には有効ではなく、取締組合村より後退した広域化であった。

一八七〇年に次のとおり五か村、三四六八石の組合村を再編成した。取締組合村よりも規模が縮小し、中村が入って組み合わせも異なっている。

波川村	一七三二・五三六石
石原村	一一七九・八四六石
中村	三四三・五〇一六石
阿久津村	二二二・三九三五石

金井村 一二六六・三二六石

小計 三四六八・二七七一石

戸籍区の組み合わせは不明であるが、取締組合村は上野国内に三七あったのに対して、戸籍区は六二に増加したので、規模は約半分になったことが推定できる。

二つの事例だけであるが、関東では取締組合村が明治以後の町村の広域化の前提になったことはまちがいないが、取締組合村がそのまま明治以後の広域化になったとはいえない。その理由の一つは世直し一揆の攻撃により組合村はいったんは崩壊しており、明治政府の指導により再編成させられたものであり、二つは村々の組み合わせは制度の改変のたびに変更させられたことである。

### 3 戸長の職務

戸籍法制定から名主廃止までの時期の戸長の職務を検討しよう。短期間であるので、実質的に機能したかは疑問があるが、いくつかの規程をとおして検討したい。

戸長・名主併存と戸長・名主兼務とでは異なると思われるので、両者を比較しながら検討したい。

神奈川県（現、愛媛県）では一八七二年七月に戸長から県庁へ「時々可届出」事項十九件を指示したが、すべて戸籍に関することであり、一八七三年二月まで存続した庄屋が村の行政を行い、戸長は戸籍事務に限定されたことを示している。<sup>38)</sup>

同じく戸長と名主が併存した栃木県では一八七二年三月に新役心得書を定め、戸長の職務は「戸籍ヲ始メ地方向其区内ノ事務一切可取扱事、但、名主組頭長副ノ指図ニ従ヒ一村一宿ノ地方并戸籍ノ条件等惣テ可取扱事」と、戸長は

戸籍事務をはじめ区内一切の事務を取り扱うことにし、名主は戸長の指図に従わせ、大庄屋、組合村大総代と同じ役割を戸長に期待したといえる。

戸長と里正とが併存している足羽県（現、福井県）の郡長里正戸長心得書（一八七二年正月）では九か条をあげて、戸長の職務を規定している。<sup>(40)</sup>

一 御制札ノ条々厳重相守候様常々申論シ追々御布告ノ旨ヲ能ク了解シ速ニ伝達スヘシ

一 諸願達ヲ始メ金穀山高家屋敷等ノ貸借ニ付奥印致シ候節ハ、其事実委細取糺之上証印ヲ据ヘシ、尤権威ヲ張り下情ヲ壅塞スルノ義ナカルヘシ

一 租税収納方之儀兼テ御規則ノ通り金方ハ二月、米方ハ七月大蔵省へ皆納之積リニ心得ヘシ

一 官ノ文書取扱粗略ニスヘカラス

一 水火及ヒ不時ノ変アレハ速ニ出張検査ノ上届出ヘシ、尤家屋ヲ失ヒ目前凍餒ニ迫ル者ハ其情実取調速ニ達出ヘシ

一 孝悌奇特ノ者アラハ尚情実取調速ニ達出ヘシ

一 追々会社ヲ結ヒ学塾ヲ設ケ人々ヲシテ素読算術手跡等精々相学ハセ、日新ノ化ニ趣キ候様心掛クヘシ

一 戸長ハ社寺貫属戸数人員生産死亡寄留出入籍其他戸籍法ノ通り一モ差誤アルヘカラス

一 役筋へ些少ノ音物タリトモ餽送ノ儀堅ク禁止タルヘシ

すなわち、戸長の職務として、一法令の徹底と遵守、二売買貸借についての奥印、三租税収納、四公文書保存、五災害の把握と連絡、救恤、六徳行の賞賛、七勸業、学事、八戸籍事務、をあげている。

三重県でも一八七二年三月、一一項目の戸長の職務を規定し、政令施行、勸業、学事、風俗矯正、孝子徳行上申、救恤など、地方行政全般を担当させた。<sup>(41)</sup>

先述した岩鼻県のように名主・戸長兼務の場合は、戸長に戸籍事務と地方行政全般を取り扱わせた。名主と併存の地域であっても、戸長の職務の実態は戸籍事務だけではなく、大庄屋、組合村の伝統に従って地方行政全般を扱っている地方が多いといえる。「戸籍区体制」を「戸籍業務と布告回達事務」と「他の村政業務と分離されている」との規定は、不正確であり、政策基調とすればその通りであるが、実態とすれば該当しない地方が多い。戸長が地方行政全般を扱う場合は、広域の戸籍区での業務とその内部の町村での業務との分離とその関連の解明が課題となる。

## 二 名主制度廃止後の戸長

### 1 名主制度の廃止とその抵抗

一八七二年（明治五）四月九日、太政官第一一七号布告により、名主等を廃止し戸長・副戸長に改称した。<sup>(42)</sup>

一 荘屋名主年寄等都テ相廃止、戸長副戸長ト改称シ是迄取扱来リ候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事

庄屋・名主を廃止して戸長・副戸長と改称することにしたのである。政府の主体的判断というより、実際の地方行政担当者からの要望に従って、改めた傾向が強い。

戸籍法施行により戸長は戸籍事務、名主は一般行政と区分するのが政府の意向であったが、第一節で検討したように政府自身が戸長に一般行政を担当させることを許可したこともあり、岩鼻県の事例のように肝煎名主と戸長を兼務にしてしまつて、地方行政全般を扱わせたり、足羽県、福井県のように兼務ではないが戸長に戸籍事務だけでなく地

方行政全般を担当させている地方が多いことから、不都合が起こつてきた。

政府自らが「従来諸国庄屋名主等ノ唱号有之処、今般戸籍編制ニ付別段戸長副差置ル向モ有之、就テハ一事兩様ニテ主宰抵抗ノ弊害モ有之」と、名主と戸長がともに地方行政を取り扱い、「一事兩様」になり、不都合になつてゐることを認めざるをえなかつた。そのために地方行政を一本化するために、名主を廃止して、戸長と改称することにしたのである。一八七二年四月の名主制度廃止以後は、戸長は戸籍事務だけでなく、地方行政全般を担当した。江戸時代の名主の職務を継続したといえる。法令の伝達、戸籍事務、租税の収納督促、売買貸借についての奥印、公文書保存、救恤、治安維持、風俗矯正、德行賞誉、勸業、学事、などである。

しかし、名主制度を廃止して、名主を戸長に改称することにしたが、戸籍法で規定された戸籍区および戸長と、新たな戸長との関係については指示しなかつたため、各県から疑問が提示された。

一八七二年三月に戸籍区を郡単位に一区平均九町村で八七区を設置した栃木県では、名主廃止にともない次の伺いを戸籍寮へ提出した。<sup>46)</sup>

先是莊屋・名主・年寄等相廢シ、戸長・副戸長ト改称云々ノ公布アルヤ了解シ難キ条件アルヲ以テ之ヲ戸籍寮ニ質問ス、曰

一、今般莊屋・名主・年寄等都テ相廢止、戸長・副戸長ト改称シ是迄取扱來候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致旨被 仰出候義ハ、全ク名目ノミヲ改正シ、其実従前ノ通差置候義ニ可有之哉、又ハ名実共ニ相廢止、改テ各区内土地ノ広狭及ヒ閑忙人家ノ多寡等ニ寄り、戸長何人、副何人ト概略定員ノ制限ヲ相立、別ニ毎村へ差置不申、右定員ノ長副ニテ区内ノ事務一切為取扱候義ニ可有之哉

一、各区内村々里正ノ外、別ニ戸長副申付置候者ハ其假据置キ、莊屋・名主・年寄等ノ名目ノミヲ改称シ、従前

ノ通毎村へ差置候儀ニ有之候ハ、一区ノ戸長副ト一村ノ戸長副ト同名ニ相成、諸事紛敷、甚不都合ニ候間、是迄区内ノ事務一切為取扱来候戸長副ノ儀ハ、追テ御改正被 仰出候儀ニ可有之哉

右ハ今般莊屋・名主・年寄等都テ相廃止、戸長・副戸長ト改称可致云々ノ旨被 仰出候処、全ク名目ノミヲ改称シ、其実従前ノ通被据置候儀歟、又ハ村々里正御廃止ノ 御趣意ニ候哉、何分了解イタシ兼候条此段及御問合候 壬申四月

指令大蔵大輔署名

書面初ヶ条 全ク名目ノミ改称可致儀ニ有之候事

二ヶ条 村々里正ノ外、別ニ戸長副申附置候分、更ニ相廃止可申事 四月十八日

栃木県から第一か条で名主等の名目のみの改称であるのか、村役人を改選するのかの伺いに対して、名目だけの改称でよろしいとし、二か条では、戸籍区に設置した戸長と名主を改称した各村の戸長と、同名称では不都合であるとの伺いに対しては、戸籍区の戸長を廃止せよとの指令であった。さまざまな経緯によって任命した戸籍区の戸長を廃止するのは抵抗があり、四月二十日にふたたび栃木県から伺いを提出した。<sup>(46)</sup>

一、各区戸長副定員ノ儀、区分ノ大小及ヒ戸数ノ多少ニ不拘、毎区戸長一員并毎村凡戸数三十戸ニ付副戸長一員ツ、ヲ置、不苦候哉…

一、戸長副職掌ノ儀今般被仰出候通、是迄取扱来候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切可為取扱候得共、

戸長ハ区内ノ事務ヲ統管セシメ、副戸長ハ戸長ノ指揮ヲ請ケ、一村内ノ事務ヲ統管為致候テ可然哉

これに対して五月二日に次の指令があった。

二ヶ条 戸長副共定員ハ無之候条、今般公布ノ通莊屋・名主・年寄等ヲ其俣戸長・副戸長ト改称シ、一切ノ民事

為取扱可申事：

四ヶ条 戸長副共事務上ニ於テ差等ハ無之候条、区内村内ト區別立ニ不及、副戸長ハ戸長ニ垂テ諸事取扱候儀ト可相心得事

栃木県としては戸籍区の戸長の廃止に抵抗があり、区の戸長はそのままにして、村の名主を副戸長に任命すること、戸長、名主の抵抗をかわそうとしたが、大蔵省は認可せずに、名主を戸長に改称することを繰り返して指令した。この結果、五月七日に村ごとに戸長・副戸長を設置した。

山梨県からも同様な伺いを一八七二年六月一日に大蔵省へ提出したが、「戸籍法ニ因テ相設置候戸長副戸長ハ都テ相廃止可申事」と八月二十七日に指令があった。<sup>(48)</sup>

長野県からも一八七二年五月八日に次の伺いを大蔵省へ提出した。<sup>(48)</sup>

庄屋名主改称ニ付而之伺

今般庄屋名主年寄等都相廃止、戸長副戸長ト改称シ、是迄取扱来候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様御布告ニ御座候。当県ノ振合ニテハ所謂名主組頭ナル者戸長副戸長ニ相当可然歟、就而者先年戸籍編製法被設候節、管内区画ヲ定メ毎区戸数ノ多寡ニ寄リ戸長副戸長両三員ヲ精選シ、戸数人員ハ勿論風俗ニ関シ候義モ注意為致、区内ノ惣締ヲ掌ラシメ候分、更ニ区长副区长ト改称シ如旧事務為取扱不苦候哉。無左候而者折角区画ヲ定メ候詮モ無之、且村々区々ノ取扱相成、遂ニハ不束ノ義出来モ難凶歟。尤区长副区长ト唱候トモ、東京府下ニ被置候類ト比格仕候義ニハ無之候。此如至急御指揮可被下候以上。

壬申五月八日

長野県

指令は次のとおり、栃木県への指令と同様であった。

書面名主ヲ戸長組頭ヲ副戸長ト改称シ、是迄取扱来候事務者勿論土地人民ニ関涉シ候事件ハ一切為取扱候様可致、毎区区长副戸長者差置ニ不及候条、右名主組頭之外ニ、戸長副戸長等申付置候分者都テ廃止可申事。

## 大藏大輔 井上 馨

栃木県で提出した戸籍区の戸長と名主を改称した戸長との関連は、疑問が出るのは当然であり、大蔵省では戸籍区の戸長を廃止することで解決しようとしたが、いったん名望家を任命した戸長を廃止することにも、江戸時代以来広域化を志向してきた地方制度を、逆行させることにも抵抗があり、戸籍区の戸長を何らかの形で存続させることの要求が各地から政府に対して相次いで提出された。一八七二年四月から九月の間に一八県から二三件の照会、建議があり、大蔵省はいづれも名主を戸長に改称するだけで、区长などの役職の設置を認可しなかった。政府の方針は名主を戸長に改称、それ以外の役職設置不許可を強硬に指示した。しかし、同年五月には兵庫県・木更津県・額田県・滋賀県・埼玉県への指令で、戸長のうち年番、月番等交番で区内総括することを認め、戸籍区の存続は認め、区长の名称は許可していないが、交番戸長として実質的に広域区域を総括することを認めるように方針を変更した。<sup>(49)</sup>八月には入間県からの名主を副戸長に改称し、戸長を別に任命することの伺いを許可し、青森県へは一区へ戸長、町村に副戸長を置くことを指示している。戸籍区は許可しないが、広域区画を許可し、その総括者の設置を認めているのである。

香川県のように五月に大蔵省の方針に沿って戸籍区の戸長を廃止して、区に戸長を設置した府県もあるが、戸籍法の戸籍区を大区とし、戸籍区の戸長を各村の戸長の上のランクに位置づけ、独自に大区小区制を開始してしまつた府県もある。<sup>(50)</sup>

三重県では一八七二年五月に一〇大区四七小区に分け、大区に戸長、小区に副戸長、一〇〇戸に一人の総代、五〇戸に一人の組頭を設置した。七四年五月に戸長を区长に改称した。<sup>(51)</sup>

新潟県でも一八七二年六月二九日に、「大区更正之上、猶最寄之小区被組置候」と、一万戸で一大区、一千戸で一小区を置くことにし、九月に名主・庄屋等を廃止して、一千戸に一小区を設置して戸長を置き、各村に用掛を設置することにした。<sup>(52)</sup>

浜松県でも同年六月、戸籍区が八二あったのを、「郷村便宜ノ為」に三大区に統轄して、八二小区に再編成し、大区長、戸長、副長を設置した。<sup>(53)</sup>

石鉄県（愛媛県）でも、同年六月、大区小区制を敷いたが、第一大区は七三〇五戸、一小区平均四八七戸であった。<sup>(54)</sup>秋田県では同年八月に九大区一六〇小区を設置し、区長、戸長を置き、里正を戸長手伝に改称した。<sup>(55)</sup>

柏崎県（新潟県）でも同年八月に九大区を設置して区長を置き、五百戸を基準として小区を設置して戸長を置いた。<sup>(56)</sup>大阪府では同年五月に莊屋を廃止して、郡ごとに区を設置した。一万石を基準として区を設置して区長一人、千石を基準として戸長一人を新たに選出させた。<sup>(57)</sup>

京都府でも同年五月に年寄を廃止して、区に区長、町村に戸長を置既、公選させたが、小学校組合村を区とした。<sup>(58)</sup>先述の宇都宮県では一八七二年三月、群馬県では五月に大区小区制を敷いた。

こうした事態をふまえて大蔵省は一八七二年九月一九日、「各地方共大小ノ区画有之候上ハ、区長差置度段申立候向多ク有之」と大蔵省の方針に反して大区小区を設け、区長を設置した府県が多かったため、区長設置の許可を太政官に伺い出でから、従来の方針を変更して一〇月一〇日に大蔵省達一四六号により区長設置、大区小区設置を認めたのであり、地方での大区小区設置の実態を追認したのである。<sup>(59)</sup>戸籍区制から大区小区制への変更は、大蔵省と地方との対立によるものであり、大蔵省が方針を変更して実現した。この場合の地方は、府県内では同一の体制がとられ、大蔵省への要求は府県から行われているので、府県といえよう。戸長や村民が直接要求したのではなく、府県官が要

求し、大蔵省がその要求に応じたものである。村役人の総代性を否定して広域化をはかり、或いは、小前層によって総代性を否定された村役人を再編成をはかった府県官が、その維持・存続を要求したのである。新政府の権威を背景に再編成された村落の運営方法はまだ確立しなかったため、戸長、村民双方とも統一して要求を提出できるまでに成長していなかったといえよう。

## 2 名主制度廃止後の戸長の職務

埼玉県では一八七二年七月に戸長以下村吏職制を定めたが、戸長の職務は「其区内一切ノ事務ニ関スヘシ」とし、地方行政全般を扱わせた。村に設置した副戸長は「従前名主役ノ通り其村内一切ノ事務ニ関スヘシ」と名主の取り扱った事務一切を取り扱わせた。<sup>(60)</sup>

町村に戸長を設置した栃木県では、名主の取り扱ってきた「事務ハ勿論、土地人民ニ関係ニ事件ハ一切為取扱候」と、名主の事務全般を戸長が継承することにした。<sup>(61)</sup>

山形県では一八七二年七月に、戸長の職務を「区内ノ戸数人員ヲ惣計シ出入死生ヲ検査シ職業ヲ勸メ風俗ヲ淳クシ上旨ヲ奉シ下情ヲ達シ租税ヲ督シ費用ヲ節シ堤防開墾予備等ノ事ヲ掌ル」と、地方行政全般を担当させた。<sup>(62)</sup>

新潟県では一八七二年六月に大区小区を設置し、小区に戸長、村に用掛を設置し、十月に戸長章程を作成している。<sup>(63)</sup>

### 専任之条

- 第一 草相撲手躍ノ類、木戸銭ナキ都テ瑣細ノ興行、一時聞置ク事、
- 第二 戸籍取調并生死出入届等、定規ヲ照シ、聞置ク事、
- 第三 貢物及課金万雑等、収納ノ期限ヲ誤ル者、之ヲ督促スル事、

- 第四 用悪水浚、堤堰修理、道路掃除等、例規ヲ照シ、時期ヲ以テ正夫ヲ課役スル事、
- 第五 無籍・乞食并博徒、窃盜ノ類、制規ヲ照シ処置スル事、
- 第六 同断ニ付、臨時捕丁ヲ差配シ、及平時捕丁ノ正邪ヲ監視スルヲ得ル事、
- 第七 凡テ專任処分スル事件ハ、細大トナク月末コトニ其旨趣ヲ銘書可届出事、

禁止之条

- 第一 持区内タリトモ、手切ノ布告等致候儀、一切禁止ノ事、
- 第二 公令ヲ区内ヘ布達候節、自己ノ私説ヲ加ヘ候等ノ儀、一切禁止ノ事、
- 第三 持区中、訴訟ノ書類ヘ連名、奥印スヘカラサル事、

但、通常ノ願伺等ハ此限ニ非ス、

- 第四 不埒ノ者ヲ罰シ、善行ノ者ヲ賞シ、及公金ヲ以テ濟貧恤窮スル等、手切ノ取計一切禁止ノ事、
- 第五 収納金其他課金置金等、私ノ融通ケ間敷儀、一切禁止ノ事、
- 第六 都テ禁止及專任ヲ許サル事件ニ係ル者ハ、日々申牒シテ裁決ヲ乞ヘキ事、

可注意之条

- 第一 学芸ヲ興隆スル事、
- 第二 物産及牧畜ヲ興ス事、
- 附、荒蕪ヲ墾ク事、
- 第三 会社ヲ結フ事、
- 第四 水陸運輸ヲ便スル事、

第五 区内遊食ノ徒ナカラムル事、

第六 一区相助ケ、隣里互ニ賑恤セシムル事、

第七 善行奇特ノ者ヲ申立ル事、

第八 悪徒乱俗ノ者ヲ申立ル事、

専任之条、禁止之条、注意すべき之条の三条に分けて戸長の職務を規定した。専任之条は七項目あり、一興行許可、二戸籍事務、三租税収納、四水路、道路維持、五風俗矯正、六警備、七専任事項の届出である。禁止の条は一布告の発行、二布達への私見差加え、三訴訟への参加、四独断による賞罰、救恤の実行、五公租公課の融通、の五項目を禁止し、最後に禁止事項については県庁の裁決によるとした。

注意すべき之条としては、一学事、二勸業、三会社設立、四交通、五遊食の徒の排除、六救恤、七賞誉、八風俗矯正の八項目をあげている。

名主廃止後の戸長の職務は、名主を改称したものは当然名主の職務を受け継ぎ、戸籍区の戸長を受け継いだ戸長は、租税納入、戸籍作成、治安維持を中心とする江戸時代以来の大庄屋、組合村総代の職務を受け継ぎ、新たに学事、勸業などを付加されたといえよう。その場合は村に設置された副戸長、総代、用掛などさまざまな名称を付与された役人の職務は、布令伝達、租税納入など江戸時代の名主の職務を受け継いだといえよう。

文書の流れは政府の定めた原則によれば国・県・戸長Ⅰ村Ⅱ村になるが、戸籍区の戸長を受け継いだ場合は国・県・戸長Ⅰ村（副戸長等）になる。

名主制度廃止にともなう新戸長への文書引継の事例については、一八七三年二月の神山県（現、愛媛県）の次の布達がある。

戸長副戸長

中へ

旧庄屋其外村役

今般区画改正之上、戸長副戸長ヲ樹置、従前之庄屋其外村役等ハ都而令廃止候ニ付而ハ、郷村諸帳面ヲ始メ御用書類旧庄屋等ニ於テ無遺漏取纏メ、速ニ長副へ引渡可有之候、最縦令御用物引渡後ト雖モ、諸勘定何等調置有之内ハ、其事務ニ限り旧庄屋等も是迄之通取扱、双方致協議諸事不都合無之様可致事、

但請取判然相済候ハ、其段可届出事、

庄屋から戸長へ郷村諸帳面を引き渡すことを命じており、江戸時代の村文書全体が引き渡す対象となっている。戸長役場史料の構造については第二章で検討するが、戸長役場史料は江戸時代の名主の管理していた村文書を引き継いで構成されていることが原則であったことを、指摘しておきたい。

文書は作成収受する組織体の機能によって形成されるものであるので、戸長役場史料の検討にはその機能の解明が不可欠である。しかし、同じ戸長の名称を使用しながらその機能は時期により府県により異なる。本節では戸籍区時代の戸長の機能について検討してきたが、次のように小括することができよう。

一、江戸時代の取締組合村、大庄屋制などの広域化の伝統の中で戸籍区設定は行われた。村落の総代性を維持している地域では、総代性を政府が奪う方向で新たな広域化を志向し、逆に小前層の台頭により村内の支配力が動揺し、世直し一揆により村役人の機能が喪失した地域では、新政府の権力を背景として行政の末端機能を担いながら、広域化がはかられたといえる。

二、戸籍区の設定は江戸時代の伝統によるが、村々の具体的な組み合わせは全く異なるものが多く、組合村、大庄屋制がそのまま戸籍区に継承されたのではない。組合村が世直し一揆で崩壊した後に明治初年に新政府の権威を背景

として再編成され、それが戸籍区に継承された地域もあるが、再編成された組み合わせを戸籍区でさらに変更している地域もある。

三、戸籍区の編成方法は地域により異なるが、府県単位では同一である。

四、戸籍区の戸長は法令によれば戸籍作成の機能だけが与えられたが、実際には肝煎名主兼務の形態で地方行政全般を担当する地域が多く、戸籍作成の戸長、地方行政全般を扱う名主という二重体制をとった地域は少ない。むしろ、名主のうえにより大きな勢力を持つ戸長がいるという、組合村、大庄屋制と同様な二重構造がとられた。村内における支配力が動揺した村役人がその支配力を強化するために、二重構造を望んだのであり、府県官もその必要を認めただからであろう。

五、法律的には機能の異なる戸長と名主の二重体制であるが、地方における実態が異なるので実務にあたる府県官からの不満が出され、一本化するために政府は名主を廃止して戸長に改称することにした。

六、また治安が動揺し、二重構造を必要と認める府県官からいっせいに不満が出され、二重構造の廃止に固執していた政府も方針を変更し、大区小区制を施行することにしたのである。

七、このため、戸籍区時代の戸長の機能は、①広域町村である戸籍区の戸籍だけを作成する地域、②戸籍区内の地方政治全般を扱う地域、③名主制度廃止後は名主の機能を継承して一村内の地方政治全般を扱う地域とに大別できるが、府県の統合などにより同じ地域でも必ずしも固定はせず、時期により抜本的に変更している。

八、戸籍区時代には町村はいずれの形態でも法律的にも地方行政の末端としての機能を維持しており、村役人も設置されていた。

〔註〕

- (1) 吉川弘文館、一九八七年
- (2) 雄山閣出版、一九七九、八〇年
- (3) 木村礎氏編『地方史マニユアル』二、柏書房、一九七四年
- (4) 岩倉規夫・大久保利謙氏編、柏書房、一九八二年
- (5) 『岩波講座日本歴史』二五別巻二、岩波書店、一九七六年
- (6) 三省堂、一九九二年
- (7) 『法令全書』
- (8) 茂木陽一氏「紹介 廃藩置県後の地方制度形成過程について」『大蔵省考課状』「戸籍寮 戸籍ノ部」の紹介―  
(『三重法経』第九一号、五六頁、一九九二年、三重短期大学法経学会)
- (9) 京都市立総合資料館編『京都市百年の資料』一政治行政編、四二頁、一九七二年
- (10) 『山梨県史』第二巻、一〇三六頁、山梨県立図書館、一九五九年
- (11) 『千葉県史料』近代編明治初期二、二頁、一二六頁、一九六九年
- (12) 『愛媛県史』資料編近代一、六八〜六九頁、一九八四年
- (13) 『新編埼玉県史』資料編一九、七七頁、一九八三年
- (14) 『三重県史』資料編近代一、一六二頁、一九八七年

戸長役場史料論(一) (丑木)

- (15) 同書一九二〜一九五頁
- (16) 『山形県史』資料編一、明治初期上、四頁、一九六〇年
- (17) 『明治初期静岡県史料』第一巻、一一〜一二頁、静岡県史料刊行会、一九六七年。ただし、名主庄屋については五年四月にも廃止の記事があるので、疑問としておきたい。
- (18) 『静岡県史』資料編一六、三八五頁、一九八九年
- (19) 大阪府史編集室編『大阪府布令集』一、五三三頁、一九七一年
- (20) 『栃木県史』史料編近現代一、一一三〜一一五頁、一九七六年
- (21) 甲斐英男氏「明治地方自治制の成立―広島県の事例をとおして―」三五〜三六頁(広島女子大学地域研究叢書二、一九八二年)
- (22) 同書、三七頁
- (23) 『富山県史』史料編六、一七〇〜一七二頁、一九七八年
- (24) 前掲『栃木県史』史料編近現代一、一一七頁
- (25) 『茨城県史料』近代政治社会編一、七二頁、一九七四年
- (26) 『東京市史稿』市街篇第五二、一一〜一二頁、一五七頁
- (27) 前掲『三重県史』近代一、一九三頁
- (28) 久留島浩氏「直轄県における組合村―惣代庄屋制について―」(『歴史学研究』一九八二年大会報告)
- (29) 同前
- (30) 丑木外「群馬県の百年」山川出版社、一九八九年、丑木

- 「地方民会と地方自治要求」(『地方史研究』一九一号、一九八四年)
- (31) 『群馬県歴史』第一卷、五頁、群馬県文化事業振興会、一九七三年
- (32) 同書、八頁
- (33) 同書、一二頁
- (34) 同書、二四頁
- (35) 『新編埼玉県史』通史編四、一九八九年
- (36) 国文学研究資料館史料館所蔵、古沢家文書による
- (37) 『渋川市誌』第三卷、二三九〜二四〇頁、一九九一年、石高は『上野国郷帳集成』(群馬県文化事業振興会、一九九二年)による
- (38) 前掲『愛媛県史』資料編近代一、六八〜六九頁
- (39) 前掲『栃木県史』史料編近代一、一四三頁
- (40) 前掲『福井県史』史料編一〇、一四二〜一四三頁
- (41) 前掲『三重県史』資料編近代一、一九二〜一九五頁
- (42) 茂木陽一氏「大小区制下における町村の位置について」『社会経済史学』五二巻四号、一九八六年
- (43) 『法令全書』
- (44) 前掲茂木陽一氏「大小区制下における町村の位置について」
- (45) 前掲『栃木県史』史料編近代一、二六頁
- (46) 同書、一四七〜一四八頁
- (47) 山梨県立図書館『山梨県史』第二巻、一〇三七頁、一九五九年
- (48) 『長野県市町村合併誌総編』一二五頁、一九六五年
- (49) 前掲茂木陽一氏「紹介廃藩置県後の地方制度形成過程について」
- (50) 『香川県史』一一、資料編、近代現代史料一、九七頁、一九八六年
- (51) 前掲『三重県史』資料編近代一、一九〇頁
- (52) 前掲『新潟県史』資料編一四、七四頁、八九頁
- (53) 『静岡県史』資料編一六、四〇五〜四〇六頁、一九九〇年
- (54) 『愛媛県史』資料編近代二、四頁、一九八四年
- (55) 『秋田県史』県治部第一冊、二九頁、一九一七年
- (56) 前掲『新潟県史』資料編一四、九二頁、九四頁
- (57) 前掲『大阪府布令集』一、五三五〜五四二、五五二頁
- (58) 前掲『京都府百年の資料』一、政治行政編、四二頁
- (59) 山中永之佑氏監修『近代日本地方自治立法資料集』一、一〇頁、弘文堂、一九九一年
- (60) 前掲『新編埼玉県史』資料編一九、一〇五〜一〇六頁
- (61) 前掲『栃木県史』史料編近代一、一五一頁
- (62) 前掲『山形県史』資料篇一、明治初期上、四二七頁
- (63) 前掲『新潟県史』資料編一四、近代二、七九〜八一頁
- (64) 前掲『愛媛県史』資料篇近代一、七一頁

